期待される協働のメリット・効果

地域の住民、各種団体のネットワーク化、活性化を図るとともに、地域の実情に応じた市民のニーズに対し、きめ細かく対応できることが期待できます。

また、地域住民、各種団体が連携することで、様々な地域課題に対応できるほか、次のようなメリットが期待されます。

地域の総意による課題解決

・地域住民総意に基づき、一体感 を持って地域課題解決に取り組 める

活動団体の相乗効果

- ・連携、協力により互いの活動に 相乗効果
- 個々の団体の課題解決

効率的な役割分担

- 人材育成
- 団体相互の人材活用

協働の主体について

市民等、活動団体及び行政が、相互の理解と尊重の下、対等な関係となるよう役割と責任の分担を明確にし、共通の目的及び目標に向かって相互に取り組むことを協働と呼びます。それぞれの団体が、それぞれの特徴をいかしあいながら、共通の課題を解決し、協働のまちづくりを推進するよう努めることが求められています。

実施主体 (団体・組織)		事業の概要	具体的な事業例
主な地域活動団体	自治会	・自治会活動を通しての助け合いや、身近な地域課題 の解決 ・近隣同士の住民親睦を図る事業	・防災訓練(自治公民館) ・防犯灯の管理 ・盆踊り・獅子舞 ・ごみステーションの管理 ・地域美化の取り組み など
	まちづくり 協議会	・地域全体の課題 ・地域内の親睦を図る事業 ・PTAや体育振興会、子ども会、民生委員・児童委員 連絡協議会、婦人会、女性の会、老人クラブなど、同じ 地域で活動する各種団体との連携	・まちづくり計画の策定 ・○○地区住民運動会 ・○○地区文化祭 ・青少年育成活動 ・地域全体のイベント、まつり ・総合防災訓練 ・広報紙の発行 ・防犯パトロール ・環境美化活動 など
市民活動団体		・自主性自発性に基づき活動 ・不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する目 的を持つ活動団体	・点訳・音訳ボランティア○○・環境ボランティア○○・福祉ボランティア○○・○○実行委員会 など
	行政	・情報発信、情報共有 ・必要な施策の検討 ・人材発掘、人材育成	・条例の見直し ・各種補助金 ・代表者会議 ・情報発信、研修等による人材育成 など

市からのサポートについて

飯塚市協働のまちづくり応援補助金「チャレンジing」補助金

「チャレンジing」補助金は、市民活動団体及び地域活動団体が実施する不特定かつ多数のものの利益となる先駆的なまちづくり事業に要する経費について、市民活動の活性化及び市民自身の手による地域に密着した公共サービスの充実を図ることができると認められる事業を支援する制度です。

区分	内容	補助金額・率	補助回数
テーマ事業	市民活動団体が実施する事業	上限20万円 補助率 3/4	
コミュニティ事業	地域活動団体が実施する事業	上限20万円 補助率 3/4	1団体につき 1回/年度
コラボ事業	対象団体間で協働して実施する事業	上限30万円 補助率 3/4	



協働のまちづくり応援補助金 ホームページ

飯塚市協働のまちづくり推進条例(概要版) 令和4年7月発行 【問い合わせ先】飯塚市役所 市民協働部 まちづくり推進課

TEL:0948-22-5500 FAX:0948-22-5526 Email:machizukuri@city.iizuka.lg.jp







飯塚市協働のまちづくり推進条例 ホームページ

令和2年4月1日、飯塚市は「飯塚市協働のまちづくり推進条例」を施行しました。

本条例は、協働のまちづくりの基本理念として、一人ひとりの人権を大切にし、市民や地域活動団体、市民活動団体、行政などが相互に理解・尊重・協力する関係を創り、様々な人々が主役となって、知恵と能力を合わせ、住みよい、活力あるまちづくりを実現することを目的としています。

本市におきましても全国的に見られるように、少子高齢化や社会的ニーズの多様化、近所づきあいの希薄化などにより、地域コミュニティによるまちづくりを一層推進する必要があると 考えております。

この条例において、協働のまちづくりの理念を条文に明記することにより、市民意識の高揚、各活動団体の自主性・自発性で公共性のある活動を活発化させ、更なる協働のまちづくりの推進を図ることを期待しています。

なお、本条例は、権利や義務などを制定することが目的ではなく、あくまでも市民等、活動団体と市が対等なパートナーとして、「一緒に協働のまちづくりを推進していきましょう」という理念条例として制定したものです。

しかし、条文だけではなかなか分かりづらくお伝えしにくい部分もあるため、内容を分かり やすくし、市民の皆様に広く知っていただくため、この概要版を作成しました。

飯塚市協働のまちづくり推進条例 概要版

第1条 目的

この条例は、飯塚市の協働のまちづくりにおける基本理念を定め、市民等、活動単位及び市の役割を明らかにするとともに、協働のまちづくりに係る 市の支援等に関し、必要な事項を定め、協働のまちづくりを推進することを目的とする。

協働とは

第2条(1)協働

市民等、活動団体及び市が、相互の理解と尊重の下、 対等な関係となるよう役割と責任の分担を明確にし、 共通の目的及び目標に向かって相互に取り組むこと。

第2条(2)市民等

- ・市内に住んでいる人 ・市内に通勤、通学する人
- ・市内で事業や活動を行う個人や団体

参画

第5条 市民等の役割

自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心 を持ち、自らができることを考え、協働のまちづくりに参画

協働

第2条(5)市民活動団体

市民等が主体となり、同じ目的をもって運営する団体

第9条 市民活動団体の役割

それぞれの団体が持つ地域性、専門性を活かし、協働のまち づくりを推進

ボランティア団体

環境ボランティア 福祉ボランティア 点訳·音訳 ボランティア など NPO法人

法人として許可を 得た、民間の非営 利組織

その他団体

〇〇実行委員会

第2条(4) 地域活動団体

地域の市民の方々が、任意で構成する活動団体

第8条 地域活動団体の役割

地域内の繋がりの構築や個人では解決できない課題を地域の 課題として取り組み、協働のまちづくりを推進

まちづくり協議会

市内12地区に設置 する協議会

当該地区の市民や活動 団体で替同されるもの 自治会

同じ地域で暮らす 方々で構成される住民自治組織 その他活動団体

子ども会 老人クラブ 社会体育振興会 PTA 消防団 など

協働のまちづくり

第11条 (協働の推進)

市民等、活動団体及び市は、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、相互にそれぞれ の特徴をいかしあいながら、共通の課題を解決し、協働のまちづくりを推進するよう 努めること

第12条 (人づくり)

市民等、活動団体及び市は、協働のまちづくりの人材発掘と、育成の充実に努めること

第13条 (情報の共有)

市民等、活動団体及び市は、市民等の権利及び利益を侵害しないよう配慮し、相互に情報 を共有するよう努めること

第14条 (市職員の意識及び参加推進)

市職員は、協働のまちづくりの重要性を認識し、自らが地域社会の一員として、積極的に まちづくりに参加するよう努めること

